

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年12月18日

【中間会計期間】 第102期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

【会社名】 株式会社大東銀行

【英訳名】 THE DAITO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 能 勢 秀 幸

【本店の所在の場所】 福島県郡山市中町19番1号

【電話番号】 郡山(024)925-1111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営部長 小 野 尚 宏

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区台東一丁目29番2号
株式会社大東銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)3834-7511

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 村 上 浩

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大東銀行 東京支店

(東京都台東区台東一丁目29番2号)

(注) 東京支店は証券取引法の規定による縦覧場所ではありません
が、投資者の便宜のため縦覧に供するものであります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成16年度 中間連結 会計期間 (自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	平成17年度 中間連結 会計期間 (自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	平成18年度 中間連結 会計期間 (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	平成16年度 (自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	平成17年度 (自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)
連結経常収益	百万円	9,238	8,975	8,679	17,783	18,745
連結経常利益	百万円	2,206	2,251	1,500	3,787	4,124
連結中間純利益	百万円	1,210	1,582	1,440		
連結当期純利益	百万円				2,146	2,335
連結純資産額	百万円	17,108	22,798	24,713	19,629	23,204
連結総資産額	百万円	650,547	662,287	659,000	659,112	666,561
1株当たり純資産額	円	157.75	191.40	204.11	179.51	193.75
1株当たり中間純利益	円	11.17	14.07	12.04		
1株当たり当期純利益	円				19.76	20.80
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円					
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円				19.75	
連結自己資本比率 (国内基準)	%	6.11	7.71	8.43	6.64	8.23
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	12,966	11,562	10,350	8,982	17,630
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	19,596	20,124	2,747	13,303	14,791
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	2	1,443	120	686	2,174
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	39,115	42,966	47,374		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				50,080	55,097
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	711 [281]	628 [286]	616 [273]	661 [287]	611 [284]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 4 潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び平成16年度を除く潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第100期中	第101期中	第102期中	第100期	第101期
決算年月		平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成17年3月	平成18年3月
経常収益	百万円	8,413	8,160	7,920	16,056	16,968
経常利益	百万円	2,240	1,868	1,326	3,717	3,569
中間純利益	百万円	1,243	1,340	1,377		
当期純利益	百万円				2,132	2,050
資本金	百万円	13,446	14,256	14,256	13,469	14,256
発行済株式総数	千株	110,503	120,503	120,503	110,733	120,503
純資産額	百万円	17,615	22,765	24,054	19,873	22,845
総資産額	百万円	631,989	645,865	644,435	641,590	650,612
預金残高	百万円	603,065	609,103	606,007	606,000	613,409
貸出金残高	百万円	432,406	429,666	432,552	438,142	427,176
有価証券残高	百万円	131,854	148,570	139,597	127,678	143,850
1株当たり配当額	円				1	1
単体自己資本比率 (国内基準)	%	6.29	7.72	8.26	6.73	8.04
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	686 [274]	608 [279]	595 [265]	641 [279]	588 [276]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社は以下の通り、異動しております。

（リース業務）

株式会社大東リースは合併により消滅し、大東信用保証株式会社が社名を株式会社大東リースに変更し、業務を行っております。

（その他の業務）

信用保証業務を行っている大東信用保証株式会社は、合併により社名を株式会社大東リースに変更いたしました。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、当行の連結子会社である大東信用保証株式会社及び株式会社大東リースは大東信用保証株式会社を存続会社、株式会社大東リースを消滅会社として合併し、新会社の社名を株式会社大東リースとしております。これにより、当行の連結子会社は株式会社大東クレジットサービス、株式会社大東リースの2社になりました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成18年9月30日現在

	銀行業務	リース業務	その他の業務	合計
従業員数(人)	595 〔265〕	8 〔1〕	13 〔7〕	616 〔273〕

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員353人を含んでおりません。
2 従業員には執行役員3名を含んでおります。
3 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成18年9月30日現在

従業員数(人)	595 〔265〕
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員344人を含んでおりません。
2 従業員には執行役員3名を含んでおります。
3 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
4 当行の従業員組合の状況については、以下のとおりであります。
昭和22年7月 大東無尽職員組合結成
昭和26年10月 大東相互銀行職員組合と改称
昭和28年8月 全相銀連加盟
昭和30年4月 全相銀連大東相互銀行従業員組合と改称
昭和41年6月 従業員組合が分裂、大東相互銀行職員組合を結成
平成元年2月 大東相互銀行職員組合が大東銀行職員組合と改称
平成18年9月末現在の組合員数
大東銀行職員組合 497人

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

当中間連結会計期間におけるわが国の経済の動向を見ますと、輸出や設備投資の増加に支えられ、景気は引き続き緩やかな回復を続けました。

当行の主たる営業基盤であります福島県の経済動向を見ますと、企業間、地域間のばらつきを伴いつつも、生産面では末端需要の好調を背景に、電子部品・デバイス関連分野において生産水準を引き上げる動きが見られました。これらを受けて、雇用動向についても、幅広い業種で多くの求人がみられるなど、全体として緩やかな改善の動きが続きました。

また、金融面においては、日銀のゼロ金利政策が解除されるなど、金融政策の大きな転換がありました。

このような金融経済環境のもとで、役職員一致協力して業績の向上と経営の効率化に努めた結果、次のような業績となりました。

〔主要勘定〕

預金につきましては、個人預金において投資信託等の預り資産へのシフト等もあり、期中 75億3百万円減少して中間期末残高は 6,039億34百万円となりました。なお、投資信託及び国債、地方債を対象とした預り資産残高は期中 97億87百万円増加し、651億60百万円となりました。

貸出金につきましては、個人向け住宅ローンが堅調に推移したことや地方公共団体向けの貸出金が増加したこと等により、期中 55億37百万円増加して中間期末残高は 4,310億24百万円となりました。

有価証券につきましては、期中 42億70百万円減少して中間期末残高は 1,392億91百万円となりました。

貸倒引当金控除後の総資産の中間期末残高は 6,590億円となりました。

〔損益勘定〕

経常収益は、資金運用収益が減少したこと等により、前年同期比 2 億95百万円減少の86億79百万円となりました。また、経常利益は前年同期比 7 億51百万円減少して15億円、中間純利益は前年同期比 1 億42百万円減少して14億40百万円となりました。この結果、1 株当たりの中間純利益は 12円04銭となりました。

〔銀行業務〕

銀行業務では、経常収益は前年同期比 2 億41百万円減少して79億19百万円、経常利益は前年同期比 7 億99百万円減少して13億25百万円となりました。

〔リース業務〕

リース業務では、経常収益は前年同期比82百万円減少して5億96百万円、経常利益は前年同期比 1 百万円減少して49百万円となりました。

〔その他の業務〕

その他の業務（クレジットカード業務、信用保証業務）では、経常収益は前年同期比12百万円減少して4億12百万円、経常利益は前年同期比 9 百万円減少して75百万円となりました。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ 77億22百万円減少

し、473億74百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

営業活動によるキャッシュ・フローは 103億50百万円（前中間連結会計期間比219億13百万円の減少）となりました。これは貸出金の増加による支出55億37百万円、預金の減少による支出75億3百万円などによるものであります。

〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

投資活動によるキャッシュ・フローは27億47百万円（前中間連結会計期間比228億71百万円の増加）となりました。これは有価証券の売却・償還による収入196億31百万円が有価証券の取得による支出164億93百万円を上回ったことなどによるものであります。

〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

財務活動によるキャッシュ・フローは 1億20百万円（前中間連結会計期間比15億64百万円の減少）となりました。これは配当金の支払額1億16百万円などによるものであります。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間における資金収支は、国内業務部門では56億56百万円、国際業務部門では2億30百万円となり、相殺消去後の合計では58億83百万円となりました。役務取引等収支は、全体で10億94百万円、その他業務収支は、全体で 5億73百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	5,921	238	4	6,155
	当中間連結会計期間	5,656	230	2	5,883
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	6,238	251	71	11 6,407
	当中間連結会計期間	6,021	247	54	13 6,200
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	316	13	66	11 251
	当中間連結会計期間	365	16	51	13 317
役務取引等収支	前中間連結会計期間	1,047	35	0	1,081
	当中間連結会計期間	1,069	33	8	1,094
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,591	76	69	1,598
	当中間連結会計期間	1,597	86	71	1,612
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	543	40	68	516
	当中間連結会計期間	528	52	62	518
その他業務収支	前中間連結会計期間	77	32	145	34
	当中間連結会計期間	488	38	124	573
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	724	32	145	611
	当中間連結会計期間	614	38	124	529
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	646			646
	当中間連結会計期間	1,102			1,102

- (注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。
 2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
 3 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間1百万円)を控除してあります。
 4 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
 5 グループ内での取引は相殺消去してあります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

資金運用勘定平均残高は、6,061億5百万円となり、利回りは、貸出金利回りの低下等を要因に前中間連結会計期間比0.07%ポイント低下し、2.04%となりました。この結果、受取利息は、62億円になりました。

一方、資金調達勘定平均残高は、6,035億14百万円となり、利回りは、預金利回りの上昇等を要因に前中間連結会計期間比0.03%ポイント上昇し、0.10%となりました。この結果、支払利息は3億17百万円となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(21,436) 613,870	(11) 6,238	2.02
	当中間連結会計期間	(21,509) 613,032	(13) 6,021	1.95
うち貸出金	前中間連結会計期間	431,890	5,471	2.52
	当中間連結会計期間	429,254	5,236	2.43
うち商品有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち有価証券	前中間連結会計期間	116,499	706	1.20
	当中間連結会計期間	118,801	703	1.18
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	24,450	0	0.00
	当中間連結会計期間	20,526	8	0.08
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	9,344	0	0.00
	当中間連結会計期間	13,342	11	0.16
うち預け金	前中間連結会計期間	10,249	48	0.94
	当中間連結会計期間	9,106	47	1.04
資金調達勘定	前中間連結会計期間	614,659	316	0.10
	当中間連結会計期間	609,671	365	0.12
うち預金	前中間連結会計期間	609,349	220	0.07
	当中間連結会計期間	605,806	286	0.09
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	142	0	0.02
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	101	1	3.53
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	7,814	96	2.46
	当中間連結会計期間	6,522	80	2.45

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間13億23百万円、当中間連結会計期間15億34百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間26億77百万円、当中間連結会計期間26億87百万円)及び利息(前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間1百万円)を、それぞれ控除しております。

4 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	21,556	251	2.32
	当中間連結会計期間	21,626	247	2.28
うち貸出金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち商品有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち有価証券	前中間連結会計期間	21,288	251	2.35
	当中間連結会計期間	21,357	246	2.30
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(21,436) 21,587	(11) 13	0.12
	当中間連結会計期間	(21,509) 21,652	(13) 16	0.15
うち預金	前中間連結会計期間	45	0	0.12
	当中間連結会計期間	29	0	0.21
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	101	1	3.53
	当中間連結会計期間	110	2	5.38
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

(注) 1 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	613,990	8,258	605,731	6,478	71	6,407	2.11
	当中間連結会計期間	613,149	7,043	606,105	6,254	54	6,200	2.04
うち貸出金	前中間連結会計期間	431,890	5,424	426,466	5,471	66	5,404	2.52
	当中間連結会計期間	429,254	4,278	424,976	5,236	51	5,185	2.43
うち商品有価証券	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち有価証券	前中間連結会計期間	137,787	1,138	136,648	957	4	953	1.39
	当中間連結会計期間	140,159	743	139,415	950	2	947	1.35
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	24,450		24,450	0		0	0.00
	当中間連結会計期間	20,526		20,526	8		8	0.08
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	9,344		9,344	0		0	0.00
	当中間連結会計期間	13,342		13,342	11		11	0.16
うち預け金	前中間連結会計期間	10,249	1,695	8,553	48	0	48	1.12
	当中間連結会計期間	9,106	2,021	7,084	47	0	47	1.34
資金調達勘定	前中間連結会計期間	614,810	7,120	607,690	318	66	251	0.08
	当中間連結会計期間	609,814	6,299	603,514	368	51	317	0.10
うち預金	前中間連結会計期間	609,395	1,695	607,699	220	0	220	0.07
	当中間連結会計期間	605,836	2,021	603,814	286	0	286	0.09
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	142		142	0		0	0.02
	当中間連結会計期間							
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	101		101	1		1	3.53
	当中間連結会計期間	110		110	2		2	5.38
うち借入金	前中間連結会計期間	7,814	5,424	2,390	96	66	29	2.47
	当中間連結会計期間	6,522	4,278	2,244	80	51	29	2.61

(注) 1 グループ内での取引は相殺消去しております。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間13億23百万円、当中間連結会計期間15億34百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間26億77百万円、当中間連結会計期間26億87百万円)及び利息(前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間1百万円)を、それぞれ控除しております。

[次へ](#)

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、投信窓販業務における手数料収入の増加等により、前中間連結会計期間比14百万円増加し、16億12百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、前中間連結会計期間比ほぼ横這いの5億18百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,591	76	69	1,598
	当中間連結会計期間	1,597	86	71	1,612
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	276		6	269
	当中間連結会計期間	292		14	278
うち為替業務	前中間連結会計期間	401	76	1	475
	当中間連結会計期間	386	86	1	472
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	3			3
	当中間連結会計期間	5			5
うち代理業務	前中間連結会計期間	142			142
	当中間連結会計期間	142			142
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	25			25
	当中間連結会計期間	25			25
うち保証業務	前中間連結会計期間	245	0	61	184
	当中間連結会計期間	234	0	55	178
うち投信窓販業務	前中間連結会計期間	418			418
	当中間連結会計期間	454			454
うち保険窓販業務	前中間連結会計期間	79			79
	当中間連結会計期間	56			56
役務取引等費用	前中間連結会計期間	543	40	68	516
	当中間連結会計期間	528	52	62	518
うち為替業務	前中間連結会計期間	71	5	1	75
	当中間連結会計期間	68	12	1	80

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

3 グループ内での取引は相殺消去しております。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	609,066	37	1,695	607,407
	当中間連結会計期間	605,993	13	2,072	603,934
うち流動性預金	前中間連結会計期間	198,598		1,225	197,372
	当中間連結会計期間	212,429		1,602	210,827
うち定期性預金	前中間連結会計期間	407,008		470	406,538
	当中間連結会計期間	391,548		470	391,078
うちその他	前中間連結会計期間	3,460	37		3,497
	当中間連結会計期間	2,015	13		2,028
譲渡性預金	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
総合計	前中間連結会計期間	609,066	37	1,695	607,407
	当中間連結会計期間	605,993	13	2,072	603,934

- (注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。
2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
3 預金の区分は次のとおりであります。
流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
4 グループ内での取引は相殺消去しております。

[次へ](#)

(5) 国内・国際業務部門別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成17年9月30日		平成18年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	426,957	100.00	431,024	100.00
製造業	27,049	6.34	28,619	6.64
農業	2,973	0.70	2,990	0.69
林業	265	0.06	240	0.06
漁業	1,181	0.28	1,409	0.33
鉱業	702	0.16	684	0.16
建設業	39,486	9.25	37,873	8.79
電気・ガス・熱供給・水道業	534	0.12	768	0.18
情報通信業	1,499	0.35	1,231	0.28
運輸業	7,816	1.83	9,027	2.09
卸売・小売業	30,198	7.07	29,578	6.86
金融・保険業	21,207	4.97	20,075	4.66
不動産業	28,051	6.57	28,773	6.67
各種サービス業	68,286	15.99	61,532	14.28
地方公共団体	24,661	5.78	32,487	7.54
その他	173,043	40.53	175,731	40.77
国際業務部門				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	426,957		431,024	

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	38,306			38,306
	当中間連結会計期間	35,757			35,757
地方債	前中間連結会計期間	123			123
	当中間連結会計期間	1,606			1,606
短期社債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
社債	前中間連結会計期間	67,445			67,445
	当中間連結会計期間	56,118			56,118
株式	前中間連結会計期間	15,009		1,138	13,871
	当中間連結会計期間	17,601		696	16,904
その他の証券	前中間連結会計期間	5,631	23,291		28,923
	当中間連結会計期間	6,434	22,469		28,903
合計	前中間連結会計期間	126,516	23,291	1,138	148,669
	当中間連結会計期間	117,518	22,469	696	139,291

- (注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。
2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
3 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。
4 グループ内での取引は相殺消去しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	6,910	6,086	823
経費(除く臨時処理分)	4,203	4,451	248
人件費	1,830	2,037	206
物件費	2,104	2,150	45
税金	267	263	4
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)		1,634	
のれん償却額			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	2,706	1,634	1,071
一般貸倒引当金繰入額	141	365	224
業務純益	2,848	2,000	847
うち債券関係損益	44	541	585
臨時損益	978	672	306
株式関係損益	101	25	75
不良債権処理損失	842	598	244
貸出金償却	111	232	120
個別貸倒引当金繰入額	522	365	157
その他の債権売却損等	208		208
その他臨時損益	34	48	13
経常利益	1,868	1,326	541
特別損益	304	275	580
うち固定資産処分損益	2	13	10
税引前中間純利益	1,563	1,602	38
法人税、住民税及び事業税	12	11	1
過年度法人税、住民税及び事業税		12	12
法人税等調整額	210	226	15
中間純利益	1,340	1,377	36

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益(+国債等債券償還益) - 国債等債券売却損(-国債等債券償還損) - 国債等債券償却

6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.98	1.91	0.07
(イ)貸出金利回	2.45	2.35	0.10
(ロ)有価証券利回	1.21	1.18	0.03
(2) 資金調達原価	1.44	1.56	0.12
(イ)預金等利回	0.07	0.09	0.02
(ロ)外部負債利回	2.85	2.87	0.02
(3) 総資金利鞘	-	0.35	0.19

(注) 1 「国内業務部門」とは、円建対非居住者取引を除く円建諸取引であります。

2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入 前・のれん償却前)		13.90	
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	25.32	13.90	11.42
業務純益ベース	26.64	17.01	9.63
中間純利益ベース	12.53	11.71	0.82

(注) 分母となる株主資本平均残高は、(期首純資産の部 + 中間期末純資産の部) ÷ 2 を使用しております。

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	609,103	606,007	3,096
預金(平残)	609,537	605,836	3,701
貸出金(未残)	429,666	432,552	2,885
貸出金(平残)	429,175	426,585	2,590

(注) 預金は、譲渡性預金を含めております。

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	481,188	474,848	6,339
法人	127,914	131,158	3,243
合計	609,103	606,007	3,096

(注) 預金は、譲渡性預金を含めております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	140,614	141,024	410
うち住宅ローン残高	127,444	128,923	1,479
うちその他ローン残高	13,170	12,101	1,069

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	(1) 百万円	383,210	373,560	9,650
総貸出金残高	(2) 百万円	429,666	432,552	2,885
中小企業等貸出金比率	(1) / (2) %	89.18	86.36	2.82
中小企業等貸出先件数	(3) 件	47,103	44,450	2,653
総貸出先件数	(4) 件	47,184	44,532	2,652
中小企業等貸出先件数比率	(3) / (4) %	99.82	99.81	0.01

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	3	36	2	13
信用状				
保証	535	4,580	439	4,513
計	538	4,616	441	4,526

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	14,256	14,256
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	807	820
	利益剰余金	4,311	6,385
	自己株式()	416	238
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()		
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子会社の少数株主持分		292
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額 ()		
	連結調整勘定相当額()		
計 (A)	18,958	21,515	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券			
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,739	1,739
	一般貸倒引当金	2,003	2,020
	負債性資本調達手段等	2,040	1,988
	うち永久劣後債務		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注)	2,040	1,988
	計	5,782	5,747
	うち自己資本への算入額 (B)	5,782	5,747
控除項目	控除項目 (C)		
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	24,741	27,263
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	309,949	314,080
	オフ・バランス取引項目	10,639	9,226
	計 (E)	320,589	323,306
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		7.71	8.43

(注) 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

[前へ](#) [次へ](#)

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	14,256	14,256
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	807	807
	その他資本剰余金		
	利益準備金	30	60
	その他利益剰余金		5,836
	任意積立金	1,500	
	中間未処分利益	2,400	
	その他		
	自己株式()	30	35
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()		
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	計 (A)	18,963	20,924
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券			
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,739	1,739
	一般貸倒引当金	2,002	2,016
	負債性資本調達手段等	2,040	1,988
	うち永久劣後債務		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注)	2,040	1,988
	計	5,781	5,743
	うち自己資本への算入額 (B)	5,781	5,743
控除項目	控除項目 (C)		
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	24,745	26,667
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	309,747	313,389
	オフ・バランス取引項目	10,588	9,187
	計 (E)	320,335	322,576
単体自己資本比率(国内基準) = D / E × 100(%)		7.72	8.26

(注) 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成17年9月30日	平成18年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	144	95
危険債権	165	177
要管理債権	69	69
正常債権	3,976	4,039

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当行は、これまで多額の不良債権の処理費用を投じ資産の健全化を進めてまいりました。このような取組みに加え、地域経済の持ち直しといった環境の変化もあり、不良債権処理の問題については、峠を越えたものと考えておりますが、引き続き不良債権の圧縮を図り、更なる開示債権比率の低減を目指してまいります。また、地域金融機関としての存在感を示し、地域経済に貢献するためには、営業生産性の向上や合理化、効率化による高収益体質を構築することも急務であると考えております。

当行はこれまで「経営改善計画」の重要な柱として、「経営の合理化」、「責任ある経営体制の確立」、「融資の円滑化」、「財務内容の健全化」を掲げて経営の刷新を進めると同時に、お取引先のニーズに沿った営業活動を実践するため営業改革プロジェクトを実施し、従来の営業手法を抜本的に見直してまいりました。

また、昨年8月には「地域密着型金融推進計画」を策定し、「地域金融の円滑化」、「経営基盤の強化」、「顧客満足度の向上」を図っているところであります。

さらに本年5月に策定した「経営改善計画（改訂版）」に基づき、「安定した配当のできる銀行」、「お客さまから支持される銀行」、「働き甲斐のある銀行」を目指すべく、収益計画、目標経営指標の達成に向け諸施策を着実に実行してまいります。

こうした取組みを通じて、伝統的な金融業務にとどまらない総合的な金融サービスの提供ができる銀行となるように、引き続きこれらの諸施策を役職員一丸となって実行していく必要があると考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000,000
計	180,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年12月18日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	120,503,000	120,503,000	東京証券取引所 (市場第一部)	(注) 1
計	120,503,000	120,503,000		

(注) 1 発行済株式は全て完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。

2 提出日現在発行数には、平成18年12月1日から半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権付社債

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(平成18年10月30日発行)		
	中間会計期間末残高 (平成18年9月30日)	提出日の前月末残高 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)		40
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注) 1		20,134,228
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注) 2		149
新株予約権の行使期間		平成18年10月31日から 平成25年10月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注) 3		発行価格 149 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件		各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項		本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項		本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高(百万円)		3,000

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を(注)2記載の転換価額(ただし、(注)2第(1)号から第(5)号によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)で除して得られる数とする。この場合に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

2 新株予約権の行使時の払込をなすべき1株当たりの金額(以下「転換価額」という。)については当初173円であり、以後以下の通り修正する。

(1) 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の93%に相当する金額（呼び値の刻み未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(3)号または第(5)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当行が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が103円（ただし、本項第(2)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が346円（ただし、本項第(2)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(2) 転換価額の調整

当行は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(3)号に掲げる各事由により当行普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当行普通株式の株主（以下「当行普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(3)号乃至第(5)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当行普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当行の有する当行普通株式に関して増加した当行普通株式数を含まないものとする。

(3) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当行普通株式を交付する場合（ただし、当行の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当行普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当行普通株式の株式分割または当行普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当行普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当行普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株式の無償割当てについて、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(4)号 に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当行普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定し

た日の翌日以降、これを適用する。

当行の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本項第(3)号 または による転換価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(4)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとする。ただし、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当行普通株式1株あたりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(3)号乃至第(5)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(4)号 に定める時価を下回る価額になる場合

- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号 による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして本項第(3)号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。
- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号 または上記(i)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(4)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

本項第(3)号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(3)号 における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当行普通株式の数で除した金額をいう。

本項第(3)号 乃至 の各取引において、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当行の機関の承認を条件としているときには、本項第(3)号 乃至 にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、調整前転換価額により転換された普通株式に加え、次の算出方法により得られた当行普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については本項第(7)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(3)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(3)号乃至第(5)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えたものとする（当該転換価額の調整において本項第(3)号乃至第(5)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当行普通株式数を含む。）。

本項第(3)号乃至に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本項第(3)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(5) 本項第(3)号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当行を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当行普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により転換価額の修正または調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第(3)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(7) 当行は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

3 本新株予約権の行使により発行する当行普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、(注)1記載の交付株式数で除した金額とする。

4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年4月1日～ 平成18年9月30日		120,503		14,256,440		807,040

(4) 【大株主の状況】

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,040	4.18
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,628	3.01
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	2,925	2.42
大東銀行行員持株会	福島県郡山市中町19番1号	2,484	2.06
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,334	1.93
株式会社東邦銀行	福島県福島市大町3番25号	1,965	1.63
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	1,918	1.59
ザ バンク オブ ニューヨーク - ジャスディック トリー ティー アカウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済 業務室)	AVENUE DES ARTS 35 KUNSTLAAN,1040 BRUSSELS. BELGIUM (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	1,858	1.54
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	1,337	1.10
メロン バンク トリー ティアンツ オムニバス	ONE BOSTON PLACE BOSTON,MA 02108		

(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	(東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,304	1.08
計		24,794	20.57

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 8,668千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 2,334千株

(5) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 135,000		権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 119,270,000	119,270	同上
単元未満株式	普通株式 1,098,000		同上
発行済株式総数	120,503,000		
総株主の議決権		119,270	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が9,000株(議決権9個)含まれております。
2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式726株が含まれております。

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社大東銀行	郡山市中町19番1号	135,000		135,000	0.11
計		135,000		135,000	0.11

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	274	241	225	223	208	196
最低(円)	235	200	165	182	182	175

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役会長		丹羽和也	平成18年9月30日

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)及び当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は、中間連結株主資本等変動計算書及び中間株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前中間連結会計期間及び前中間会計期間との対比は行っておりません。

4 当行は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間財務諸表については、中央青山監査法人の監査証明を受け、当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表については、新日本監査法人の監査証明を受けております。

なお、当行の監査人は次のとおり交代しております。

前中間連結会計期間及び前中間会計期間 中央青山監査法人

当中間連結会計期間及び当中間会計期間 新日本監査法人

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	8	51,548	7.78	54,829	8.32	62,772	9.42
金銭の信託	1	2,673	0.40	2,687	0.41	2,693	0.40
有価証券	8	148,669	22.45	139,291	21.14	143,561	21.54
貸出金	2,3, 4,5,6, 7,9	426,957	64.47	431,024	65.40	425,486	63.83
外国為替		147	0.02	198	0.03	190	0.03
その他資産	8	6,574	0.99	3,481	0.53	6,648	1.00
動産不動産	8, 10,11, 12	15,332	2.32			15,102	2.26
有形固定資産	10, 11,12			16,500	2.50		
無形固定資産				1,111	0.17		
繰延税金資産		4,786	0.72	3,240	0.49	2,980	0.45
支払承諾見返		20,747	3.13	18,583	2.82	19,908	2.99
貸倒引当金		15,151	2.28	11,948	1.81	12,781	1.92
資産の部合計		662,287	100.00	659,000	100.00	666,561	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	8	607,407	91.71	603,934	91.65	611,437	91.73
コールマネー及び売渡手形	8	96	0.02	112	0.02	111	0.02
借入金	13	2,390	0.36	2,332	0.35	2,156	0.32
外国為替		0	0.00	0	0.00		
その他負債		3,772	0.57	3,969	0.60	4,108	0.62
賞与引当金				132	0.02	133	0.02
退職給付引当金		3,095	0.47	3,237	0.49	3,170	0.47
繰延税金負債				5	0.00		
再評価に係る繰延税金負債	10	1,979	0.30	1,979	0.30	1,979	0.30
支払承諾		20,747	3.13	18,583	2.82	19,908	2.99
負債の部合計		639,488	96.56	634,286	96.25	643,005	96.47
(少数株主持分)							
少数株主持分						350	0.05
(資本の部)							
資本金		14,256	2.15			14,256	2.14
資本剰余金		807	0.12			820	0.12
利益剰余金		4,311	0.65			5,064	0.76
土地再評価差額金	10	1,885	0.28			1,885	0.28
その他有価証券評価差額金		1,954	0.30			1,329	0.20
自己株式		416	0.06			152	0.02
資本の部合計		22,798	3.44			23,204	3.48
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		662,287	100.00			666,561	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		8,975	100.00	8,679	100.00	18,745	100.00
資金運用収益		6,407		6,200		12,655	
(うち貸出金利息)		(5,404)		(5,185)		(10,642)	
(うち有価証券利息配当金)		(953)		(947)		(1,908)	
役務取引等収益		1,598		1,612		3,447	
その他業務収益		611		529		1,249	
その他経常収益		358		336		1,392	
経常費用		6,723	74.91	7,179	82.72	14,621	78.00
資金調達費用		251		318		496	
(うち預金利息)		(220)		(286)		(429)	
役務取引等費用		516		518		1,045	
その他業務費用		646		1,102		1,374	
営業経費		4,428		4,704		9,075	
その他経常費用	1	880		534		2,630	
経常利益		2,251	25.09	1,500	17.28	4,124	22.00
特別利益	2	150	1.68	206	2.37	411	2.19
特別損失	3	482	5.37	17	0.20	545	2.91
税金等調整前中間(当期) 純利益		1,920	21.40	1,688	19.45	3,989	21.28
法人税、住民税及び事業税		118	1.32	65	0.75	302	1.61
過年度法人税、住民税及び事業 税				12	0.14		
法人税等調整額		174	1.95	177	2.04	1,277	6.81
少数株主利益		44	0.49	18	0.21	74	0.40
中間(当期)純利益		1,582	17.64	1,440	16.59	2,335	12.46

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		22	22
資本剰余金増加高		784	797
新株予約権の行使による 新株の発行		784	784
自己株式処分差益			13
資本剰余金減少高			
資本剰余金中間期末(期末)残高		807	820
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		2,757	2,757
利益剰余金増加高		1,661	2,414
中間(当期)純利益		1,582	2,335
土地再評価差額金取崩額		78	78
利益剰余金減少高		107	107
配当金		107	107
自己株式処分差損		0	
利益剰余金中間期末(期末)残高		4,311	5,064

【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	14,256	820	5,064	152	19,988
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			119		119
中間純利益			1,440		1,440
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分		0	0	0	0
連結子会社の合併に伴う変動				84	84
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)		0	1,320	85	1,234
平成18年9月30日残高(百万円)	14,256	820	6,385	238	21,223

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	1,329	1,885	3,215	350	23,555
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					119
中間純利益					1,440
自己株式の取得					1
自己株式の処分					0
連結子会社の合併に伴う変動					84
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	18		18	58	77
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	18		18	58	1,157
平成18年9月30日残高(百万円)	1,311	1,885	3,197	292	24,713

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		1,920	1,688	3,989
減価償却費		337	426	691
減損損失		474		474
連結調整勘定償却額				91
持分変動損益()			122	
貸倒引当金の純増減()		2,232	832	4,602
賞与引当金の純増減()			1	133
退職給付引当金の純増減()		11	66	86
資金運用収益		6,407	6,200	12,655
資金調達費用		251	318	496
有価証券関係損益()		199	567	613
為替差損益()		3	1	2
動産不動産処分損益()		5		69
固定資産処分損益()			17	
貸出金の純増()減		8,395	5,537	9,867
預金の純増減()		2,924	7,503	6,954
譲渡性預金の純増減()		2,000		2,000
借入金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減()		75	176	309
預け金(日銀預け金を除く) の純増()減		1,632	219	2,539
コールマネー等の純増減()		21	0	6
外国為替(資産)の純増()減		4	7	38
外国為替(負債)の純増減()		0	0	0
資金運用による収入		6,669	6,225	12,812
資金調達による支出		75	173	261
その他		17	605	206
小計		11,631	10,068	17,741
法人税等の支払額		68	282	110
営業活動による キャッシュ・フロー		11,562	10,350	17,630

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	(自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		35,622	16,493	56,377
有価証券の売却による収入		9,504	11,138	27,404
有価証券の償還による収入		6,056	8,493	14,417
金銭の信託の増加による支出				7
金銭の信託の減少による収入		12	5	
動産不動産の取得による支出		91		239
有形固定資産の取得による支出			289	
無形固定資産の取得による支出			118	
動産不動産の売却による収入		16		11
有形固定資産の売却による収入			12	
投資活動による キャッシュ・フロー		20,124	2,747	14,791
財務活動による キャッシュ・フロー				
新株予約権の行使による収入		1,551		1,551
配当金支払額		104	116	105
少数株主への配当金支払額		1	2	1
自己株式の取得による支出		1	1	6
自己株式の売却による収入		0	0	735
財務活動による キャッシュ・フロー		1,443	120	2,174
現金及び現金同等物 に係る換算差額		3	1	2
現金及び現金同等物 の増減()額		7,114	7,722	5,016
現金及び現金同等物 の期首残高		50,080	55,097	50,080
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高		42,966	47,374	55,097

[次へ](#)

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 3社	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 2社	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 3社
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：7年～50年 動産：3年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：5年～50年 動産：3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：7年～50年 動産：3年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は30,494百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,635百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は27,354百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
		(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(1,491百万円)については、7年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(1,491百万円)については、7年による按分額を費用処理しております。</p>
	<p>(8) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社は外貨建資産・負債を保有しておりません。</p>	<p>(8) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同 左</p>	<p>(8) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>なお、連結子会社は外貨建資産・負債を保有しておりません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(9) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社の リース物件の所有権が借 主に移転すると認められ るもの以外のファイナン ス・リース取引について は、通常の賃貸借取引に 準じた会計処理によって おります。	(9) リース取引の処理方法 同 左	(9) リース取引の処理方法 同 左
	(10) 重要なヘッジ会計の 方法 (イ) 金利リスク・ヘッ ジ 当行の金融資産・負 債から生じる金利リス クに対するヘッジ会計 の方法は、「銀行業に おける金融商品会計基 準適用に関する会計上 及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告 第24号。以下「業種別 監査委員会報告24号」 という。)に規定する 繰延ヘッジによってお ります。ヘッジ有効性 評価の方法について は、相場変動を相殺す るヘッジについて、ヘ ッジ対象となる預金・ 貸出金等とヘッジ手段 である金利スワップ取 引等を一定の(残存)期 間毎にグルーピングの うえ特定し評価してお ります。また、一部の 資産・負債については は、金利スワップの特 例処理を行っております。	(10) 重要なヘッジ会計の 方法 (イ) 金利リスク・ヘッ ジ 同 左	(10) 重要なヘッジ会計の 方法 (イ) 金利リスク・ヘッ ジ 同 左

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(口) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(口) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>	<p>(口) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>
	<p>(11) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(11) 消費税等の会計処理 同 左</p>	<p>(11) 消費税等の会計処理 同 左</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>同 左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年8月9日))及び 「固定資産の減損に係る会計基準の 適用指針」(企業会計基準適用指針 第6号平成15年10月31日)を当中間 連結会計期間から適用してありま す。これにより税金等調整前中間純 利益は467百万円減少してありま す。 なお、銀行業においては、「銀行 法施行規則」(昭和57年大蔵省令第 10号)に基づき減価償却累計額を直 接控除により表示しているため、減 損損失累計額につきましては、各資 産の金額から直接控除してありま す。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に 関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示 に関する会計基準」(企業会計基準 第5号平成17年12月9日)及び「貸借 対照表の純資産の部の表示に関する 会計基準等の適用指針」(企業会計 基準適用指針第8号平成17年12月9 日)を当中間連結会計期間から適用 してあります。 当中間連結会計期間末における従 来の「資本の部」に相当する金額は 24,421百万円であります。 なお、当中間連結会計期間におけ る中間連結貸借対照表の純資産の部 については、中間連結財務諸表規則 及び銀行法施行規則の改正に伴い、 改正後の中間連結財務諸表規則及び 銀行法施行規則により作成してあり ます。 (投資事業組合に関する実務対応報 告) 「投資事業組合に対する支配力基 準及び影響力基準の適用に関する実 務上の取扱い」(実務対応報告第20 号平成18年9月8日)が公表日以後 終了する中間連結会計期間に係る中 間連結財務諸表から適用されること になったことに伴い、当中間連結会 計期間から同実務対応報告を適用し てあります。これによる中間連結貸 借対照表等に与える影響はありません。 (自己株式及び準備金の額の減少等 に関する会計基準)</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年8月9日))及び 「固定資産の減損に係る会計基準の 適用指針」(企業会計基準適用指針 第6号平成15年10月31日)を当連結 会計年度から適用してあります。こ れにより税金等調整前当期純利益は 466百万円減少してあります。 なお、銀行業においては、「銀行 法施行規則」(昭和57年大蔵省令第 10号)に基づき減価償却累計額を直 接控除により表示しているため、減 損損失累計額につきましては、各資 産の金額から直接控除してありま す。</p>

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号平成14年2月21日）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日）が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。

（企業結合及び事業分離に関する会計基準）

「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成15年10月31日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号平成17年12月27日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日）が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から各会計基準及び同適用指針を適用しております。

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
<p>従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間連結会計期間から「有価証券」に含めて表示しております。また、当該組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、従来「その他経常費用」の中のその他の経常費用に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間から「その他業務費用」の中の国債等債券償還損に含めて表示しております。</p>	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益()」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益()」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>1 金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,537百万円、延滞債権額は25,148百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は184百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,713百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>同 左</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,470百万円、延滞債権額は24,911百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は107百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,881百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>同 左</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,958百万円、延滞債権額は25,582百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は93百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,627百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)																														
<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は37,583百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、16,044百万円であります。</p> <p>なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,490百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>有価証券</td><td>11,748百万円</td></tr> <tr><td>現金預け金</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>1百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>2,497百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>96百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券15,214百万円を差し入れております。</p> <p>また、コールマネーの担保として、有価証券5,636百万円を差し入れておりますが、当中間連結会計期間末における当該担保提供資産に対応する債務はありません。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は332百万円であります。</p>	有価証券	11,748百万円	現金預け金	1百万円	その他資産	1百万円	預金	2,497百万円	コールマネー及び売渡手形	96百万円	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,370百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、13,987百万円であります。</p> <p>なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,401百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>有価証券</td><td>11,502百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>現金預け金</td><td>1百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>599百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>112百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券14,768百万円を差し入れております。</p> <p>また、コールマネーの担保として、有価証券5,304百万円を差し入れておりますが、当中間連結会計期間末における当該担保提供資産に対応する債務はありません。</p> <p>なお、その他資産のうち、敷金は112百万円、保証金は49百万円あります。</p>	有価証券	11,502百万円	その他資産	4百万円	現金預け金	1百万円	預金	599百万円	コールマネー及び売渡手形	112百万円	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は36,261百万円あります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の連結会計年度末残高の総額は15,095百万円あります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,421百万円あります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>有価証券</td><td>11,456百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>現金預け金</td><td>1百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>2,255百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>111百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券15,204百万円を差し入れております。</p> <p>また、コールマネーの担保として、有価証券5,227百万円を差し入れておりますが、当連結会計年度末における当該担保提供資産に対応する債務はありません。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は330百万円あります。</p>	有価証券	11,456百万円	その他資産	4百万円	現金預け金	1百万円	預金	2,255百万円	コールマネー及び売渡手形	111百万円
有価証券	11,748百万円																															
現金預け金	1百万円																															
その他資産	1百万円																															
預金	2,497百万円																															
コールマネー及び売渡手形	96百万円																															
有価証券	11,502百万円																															
その他資産	4百万円																															
現金預け金	1百万円																															
預金	599百万円																															
コールマネー及び売渡手形	112百万円																															
有価証券	11,456百万円																															
その他資産	4百万円																															
現金預け金	1百万円																															
預金	2,255百万円																															
コールマネー及び売渡手形	111百万円																															

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,161百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが37,922百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,676百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが37,358百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、39,443百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが39,043百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額</p> <p style="text-align: right;">5,041百万円</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額</p> <p style="text-align: right;">5,254百万円</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額</p> <p style="text-align: right;">5,041百万円</p>
<p>11 動産不動産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">10,429百万円</p>	<p>11 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">17,466百万円</p>	<p>11 動産不動産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">10,429百万円</p>
<p>12 動産不動産の圧縮記帳額</p> <p style="text-align: right;">1,362百万円</p> <p>(当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p>	<p>12 有形固定資産の圧縮記帳額</p> <p style="text-align: right;">1,317百万円</p> <p>(当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p>	<p>12 動産不動産の圧縮記帳額</p> <p style="text-align: right;">1,317百万円</p> <p>(当連結会計年度圧縮記帳額 - 百万円)</p>
<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,060百万円が含まれております。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,060百万円が含まれております。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,060百万円が含まれております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額455百万円、貸出金償却155百万円を含んでおりません。</p> <p>2 特別利益には、償却債権取立益140百万円を含んでおります。</p> <p>3 当中間連結会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額474百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸出金償却273百万円、株式等償却234百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別利益には、持分変動利益122百万円、償却債権取立益82百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別損失は、固定資産処分損17百万円であります。</p>	<p>1 その他の経常費用には、貸出金償却673百万円及び株式等償却39百万円を含んでおります。</p> <p>3 当連結会計年度において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額474百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>
<p>場所 主な用途 種類 減損損失 (百万円)</p> <p>福島 遊休 土地及び 312 県内 資産等 建物等</p> <p>福島 遊休 土地及び 162 県外 資産等 建物等</p> <p>合計 474</p>		<p>場所 主な用途 種類 減損損失 (百万円)</p> <p>福島 遊休 土地及び 312 県内 資産等 建物等</p> <p>福島 遊休 土地及び 162 県外 資産等 建物等</p> <p>合計 474</p>
<p>営業用資産については、営業店単位(ただし、出張所は母店と連携して営業を行っており相互補完関係が強いので、母店と一緒にグルーピング)をグルーピングの単位として取り扱っております。</p> <p>また、遊休資産等については、各々独立した単位として取り扱っております。</p> <p>なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。</p>		<p>営業用資産については、営業店単位(ただし、出張所は母店と連携して営業を行っており相互補完関係が強いので、母店と一緒にグルーピング)をグルーピングの単位として取り扱っております。</p> <p>また、遊休資産等については、各々独立した単位として取り扱っております。</p> <p>なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	120,503			120,503	
合計	120,503			120,503	
自己株式					
普通株式	736	122	2	857	(注)
合計	736	122	2	857	

(注) 自己株式の増加は、連結子会社の合併に伴う持分変動による増加113千株、単元未満株式の買取りによる増加9千株、自己株式の減少は、単元未満株式の買増し請求による減少2千株であります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの 金額	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	120百万円	1円	平成18年3月31日	平成18年6月26日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の期末残高 と連結貸借対照表に掲記されてい る科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成17年9月30日現在	平成18年9月30日現在	平成18年3月31日現在
現金預け金勘定 51,548	現金預け金勘定 54,829	現金預け金勘定 62,772
定期預け金 6,002	定期預け金 5,002	定期預け金 5,002
当座預け金 62	当座預け金 39	当座預け金 4
普通預け金 2,517	普通預け金 2,414	普通預け金 2,668
現金及び現金同等物 42,966	現金及び現金同等物 47,374	現金及び現金同等物 55,097

[前へ](#)[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																																																																																														
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高 <table> <tr><td>取得価額</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td>4,152百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>4,152百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td>2,225百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>2,225百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>減損損失累計額</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>中間連結会計期間末残高</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td>1,926百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>1,926百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td> 1年内</td><td>796百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>1,476百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>2,272百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権等の中間連結会計期間末残高に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料及び減価償却費 <table> <tr><td> 受取リース料</td><td>450百万円</td></tr> <tr><td> 減価償却費</td><td>383百万円</td></tr> </table>	取得価額		その他	4,152百万円	合計	4,152百万円	減価償却累計額		その他	2,225百万円	合計	2,225百万円	減損損失累計額		その他	百万円	合計	百万円	中間連結会計期間末残高		その他	1,926百万円	合計	1,926百万円	1年内	796百万円	1年超	1,476百万円	合計	2,272百万円	受取リース料	450百万円	減価償却費	383百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高 <table> <tr><td>取得価額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>3,692百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>46百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>3,739百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>2,136百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>31百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>2,167百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>減損損失累計額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>中間連結会計期間末残高</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>1,556百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>15百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>1,571百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td> 1年内</td><td>691百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>1,168百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>1,860百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権等の中間連結会計期間末残高に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料及び減価償却費 <table> <tr><td> 受取リース料</td><td>330百万円</td></tr> <tr><td> 減価償却費</td><td>281百万円</td></tr> </table>	取得価額		動産	3,692百万円	その他	46百万円	合計	3,739百万円	減価償却累計額		動産	2,136百万円	その他	31百万円	合計	2,167百万円	減損損失累計額		動産	百万円	その他	百万円	合計	百万円	中間連結会計期間末残高		動産	1,556百万円	その他	15百万円	合計	1,571百万円	1年内	691百万円	1年超	1,168百万円	合計	1,860百万円	受取リース料	330百万円	減価償却費	281百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び年度末残高 <table> <tr><td>取得価額</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td>3,928百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>3,928百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td>2,168百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>2,168百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>減損損失累計額</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>年度末残高</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td>1,760百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>1,760百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table> <tr><td> 1年内</td><td>742百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>1,338百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>2,080百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権等の年度末残高に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料及び減価償却費 <table> <tr><td> 受取リース料</td><td>885百万円</td></tr> <tr><td> 減価償却費</td><td>750百万円</td></tr> </table>	取得価額		その他	3,928百万円	合計	3,928百万円	減価償却累計額		その他	2,168百万円	合計	2,168百万円	減損損失累計額		その他	百万円	合計	百万円	年度末残高		その他	1,760百万円	合計	1,760百万円	1年内	742百万円	1年超	1,338百万円	合計	2,080百万円	受取リース料	885百万円	減価償却費	750百万円
取得価額																																																																																																																
その他	4,152百万円																																																																																																															
合計	4,152百万円																																																																																																															
減価償却累計額																																																																																																																
その他	2,225百万円																																																																																																															
合計	2,225百万円																																																																																																															
減損損失累計額																																																																																																																
その他	百万円																																																																																																															
合計	百万円																																																																																																															
中間連結会計期間末残高																																																																																																																
その他	1,926百万円																																																																																																															
合計	1,926百万円																																																																																																															
1年内	796百万円																																																																																																															
1年超	1,476百万円																																																																																																															
合計	2,272百万円																																																																																																															
受取リース料	450百万円																																																																																																															
減価償却費	383百万円																																																																																																															
取得価額																																																																																																																
動産	3,692百万円																																																																																																															
その他	46百万円																																																																																																															
合計	3,739百万円																																																																																																															
減価償却累計額																																																																																																																
動産	2,136百万円																																																																																																															
その他	31百万円																																																																																																															
合計	2,167百万円																																																																																																															
減損損失累計額																																																																																																																
動産	百万円																																																																																																															
その他	百万円																																																																																																															
合計	百万円																																																																																																															
中間連結会計期間末残高																																																																																																																
動産	1,556百万円																																																																																																															
その他	15百万円																																																																																																															
合計	1,571百万円																																																																																																															
1年内	691百万円																																																																																																															
1年超	1,168百万円																																																																																																															
合計	1,860百万円																																																																																																															
受取リース料	330百万円																																																																																																															
減価償却費	281百万円																																																																																																															
取得価額																																																																																																																
その他	3,928百万円																																																																																																															
合計	3,928百万円																																																																																																															
減価償却累計額																																																																																																																
その他	2,168百万円																																																																																																															
合計	2,168百万円																																																																																																															
減損損失累計額																																																																																																																
その他	百万円																																																																																																															
合計	百万円																																																																																																															
年度末残高																																																																																																																
その他	1,760百万円																																																																																																															
合計	1,760百万円																																																																																																															
1年内	742百万円																																																																																																															
1年超	1,338百万円																																																																																																															
合計	2,080百万円																																																																																																															
受取リース料	885百万円																																																																																																															
減価償却費	750百万円																																																																																																															
<p>2 オペレーティング・リース取引 (貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td> 1年内</td><td>24百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>26百万円</td></tr> </table>	1年内	24百万円	1年超	1百万円	合計	26百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td> 1年内</td><td>28百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>30百万円</td></tr> </table>	1年内	28百万円	1年超	2百万円	合計	30百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td> 1年内</td><td>24百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>27百万円</td></tr> </table>	1年内	24百万円	1年超	2百万円	合計	27百万円																																																																																												
1年内	24百万円																																																																																																															
1年超	1百万円																																																																																																															
合計	26百万円																																																																																																															
1年内	28百万円																																																																																																															
1年超	2百万円																																																																																																															
合計	30百万円																																																																																																															
1年内	24百万円																																																																																																															
1年超	2百万円																																																																																																															
合計	27百万円																																																																																																															

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	4,999	5,083	83	83	
社債	5,278	5,347	69	70	1
その他	15,084	14,908	176	42	218
合計	25,362	25,339	23	196	219

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	9,611	13,138	3,526	3,775	248
債券	94,031	93,231	800	82	882
国債	33,518	33,306	212	35	247
地方債	123	123	0		0
社債	60,389	59,801	587	47	634
その他	13,320	13,838	518	640	122
合計	116,964	120,209	3,244	4,498	1,253

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	732
非上場社債	2,364

当中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	4,999	5,030	30
社債	5,580	5,573	7
その他	12,982	12,633	349
合計	23,563	23,236	326

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	12,300	16,170	3,869
債券	81,614	80,315	1,298
国債	31,495	30,757	738
地方債	1,620	1,606	13
社債	48,497	47,950	546
その他	15,172	15,424	251
合計	109,087	111,910	2,822

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、234百万円(うち株式234百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について(中間)連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去1年以上連続して下落率が30%以上で推移した場合で発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	734
非上場社債	2,587
出資証券	496

前連結会計年度末

連結貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	4,999	4,942	56		56
社債	5,579	5,500	79		79
その他	14,482	13,879	602	37	639
合計	25,061	24,322	738	37	775

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	10,506	15,949	5,442	5,659	217
債券	87,399	84,803	2,596	5	2,601
国債	31,720	30,528	1,191	0	1,192
地方債	1,620	1,592	27		27
社債	54,059	52,682	1,376	4	1,380
その他	13,419	13,898	478	883	404
合計	111,326	114,651	3,324	6,547	3,223

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 当該連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	27,404	715	100

4 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成18年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	732
非上場社債	2,637
出資証券	478

5 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成18年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	6,829	44,786	28,539	17,865
国債	3,035	7,181	10,246	15,064
地方債		1,592		
社債	3,794	36,011	18,293	2,800
その他	62	687	8,893	12,751
合計	6,892	45,473	37,432	30,617

[前へ](#)

[次へ](#)

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭 信託	2,673	2,673			

(注) 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間末

1 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭 信託	2,687	2,687	

前連結会計年度末

1 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭 信託	2,693	2,693			

(注) 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	3,244
その他有価証券	3,244
()繰延税金負債	1,231
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,013
()少数株主持分相当額	59
その他有価証券評価差額金	1,954

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,840
その他有価証券	2,840
()繰延税金負債	1,503
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,337
()少数株主持分相当額	25
その他有価証券評価差額金	1,311

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	3,327
その他有価証券	3,327
()繰延税金負債	1,935
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,391
()少数株主持分相当額	61
その他有価証券評価差額金	1,329

[前へ](#)

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物			
	通貨オプション			
店頭	通貨スワップ			
	為替予約	77	78	0
	通貨オプション			
	その他			
	合計		78	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

金利関連取引における金利スワップについては、ヘッジ会計を適用しておりますので、注記の対象から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物			
	通貨オプション			
店頭	通貨スワップ			
	為替予約	84	85	0
	通貨オプション			
	その他			
	合計		85	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

当行の取扱っているデリバティブ取引は、金利関連取引では金利スワップ取引、通貨関連取引では為替予約取引であります。

当行では、金利リスクを回避するため金利スワップ取引を、為替リスクを回避するため為替予約取引を利用しています。また、取引先の輸出入取引等に伴う為替リスク回避ニーズにお応えするためにも為替予約取引を行っております。これらは、すべてリスクヘッジを目的としたものであり、投機目的での積極的利用は行わない方針です。

デリバティブ取引に関するリスクとしては、金利・為替等の変動によって損失を被るリスク(市場リスク)と取引相手方が契約不履行に陥った場合に損失が発生するリスク(信用リスク)等があります。

当行では、リスク管理の観点から、デリバティブ取引に関する取引の権限、取引の手続等リスク管理上の規定

を制定し、取引の実行及び管理は証券国際部が行い、毎月末時点における想定元本残高、信用リスク、為替リスク等の状況を常務会へ報告しております。

なお、金利関連取引における金利スワップについては、「金利スワップの特例処理」によるヘッジ会計を適用しておりますので、後記「取引の時価等に関する事項」の記載を省略しております。

[前へ](#)

[次へ](#)

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成18年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	売建				
	買建				
	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	40		41	0
	買建	69		70	1
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
売建					
買建					
	合計			112	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

該当ありません。

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当ありません。

[前へ](#)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	8,082	532	360	8,975		8,975
(2) セグメント間の内部 経常収益	78	146	64	288	(288)	
計	8,160	679	424	9,264	(288)	8,975
経常費用	6,036	628	339	7,003	(279)	6,723
経常利益	2,124	50	85	2,260	(8)	2,251

(注) 1 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業務.....銀行業務
- (2) リース業務.....リース業務
- (3) その他の業務.....クレジットカード、信用保証業務

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	7,850	472	355	8,679		8,679
(2) セグメント間の内部 経常収益	68	124	56	248	(248)	
計	7,919	596	412	8,928	(248)	8,679
経常費用	6,593	547	336	7,478	(298)	7,179
経常利益	1,325	49	75	1,449	50	1,500

(注) 1 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業務.....銀行業務
- (2) リース業務.....リース業務
- (3) その他の業務.....クレジットカード、信用保証業務

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	16,819	1,159	766	18,745		18,745
(2) セグメント間の内部 経常収益	148	277	120	545	(545)	
計	16,967	1,436	887	19,291	(545)	18,745
経常費用	13,143	1,226	745	15,115	(494)	14,621
経常利益	3,824	209	141	4,175	(51)	4,124

(注) 1 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業務.....銀行業務
- (2) リース業務.....リース業務
- (3) その他の業務.....クレジットカード、信用保証業務

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

【所在地別セグメント情報】

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び海外支店が存在しないため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業及び事業の内容

結合企業

名称 大東信用保証株式会社

事業の内容 信用保証業

被結合企業

名称 株式会社大東リース

事業の内容 リース業

(2) 企業結合の法的形式

大東信用保証株式会社を存続会社、株式会社大東リースを消滅会社とする吸収合併。

(3) 結合後企業の名称

株式会社大東リース

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当行グループ全体の経営資源の有効活用、経営の効率化を図り経営基盤の強化を図ることを目的としたものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」における共通支配下の取引等の会計処理によっております。なお、吸収合併消滅会社である株式会社大東リースに係る当行の持分の増加額と、吸収合併存続会社である大東信用保証株式会社に係る当行の持分の減少額との間に生ずる差額を、持分変動利益として特別利益に計上しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	円	191.40	204.11	193.75
1株当たり 中間(当期)純利益	円	14.07	12.04	20.80
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益	円			

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成17年9月30日	当中間連結会計期間末 平成18年9月30日	前連結会計年度末 平成18年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)		24,713	
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)		292	
(うち少数株主持分)		292	
普通株式に係る中間期末の純資産額(百万円)		24,421	
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(千株)		119,645	

2. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	1,582	1,440	2,335
普通株主に帰属しない金額	百万円			
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	1,582	1,440	2,335
普通株式の (中間)期中平均株式数	千株	112,465	119,649	112,321

3. なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

平成18年10月13日開催の当行の取締役会において、第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の発行を決議し、以下のとおり平成18年10月30日に本新株予約権付社債を発行しております。

1. 募集社債の総額 金30億円
2. 各募集社債の金額 金7,500万円の1種

3. 各募集社債の払込金額 金7,500万円(額面100円につき金100円)
4. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
5. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する無記名式の本新株予約権付社債券を発行するものとし、社債権者は、本新株予約権付社債の社債券の全部または一部につき、記名式とすることを請求することはできない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
6. 利率 本社債には利息を付さない。
7. 物上担保・保証の有無
本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
8. 資金使途
IT整備等の設備資金および地元の企業・個人向け貸出などの運転資金に充当する。
9. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書および会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
10. 社債の払込期日
平成18年10月30日
11. 新株予約権の割当日
平成18年10月30日
12. 募集の方法
第三者割当の方法により、全額を株式会社新生銀行に割り当てる。
13. 償還の方法および期限
- (1) 本社債は、平成25年10月30日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
- (2) 当行は、本新株予約権付社債の発行後、当行が消滅会社となる合併または当行が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当行の株主総会で承認決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日に先立つ1か月以上前に事前通知を行った上で、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき次の金額で繰上償還する。
平成18年10月31日から平成19年10月30日までの期間については金106円
平成19年10月31日から平成20年10月30日までの期間については金105円
平成20年10月31日から平成21年10月30日までの期間については金104円
平成21年10月31日から平成22年10月30日までの期間については金103円
平成22年10月31日から平成23年10月30日までの期間については金102円
平成23年10月31日から平成24年10月30日までの期間については金101円
平成24年10月31日から平成25年10月29日までの期間については金100円
- (3) 当行は、金融庁の承認を得た上で、平成23年10月30日以降、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還する日の1か月以上前に通知を行った上で、当該償還日に残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。当行は、本号の規定により本新株予約権付社債の繰上償還を

行う場合、本号に定める事前通知を行った後は、これを取り消すことができない。

(4) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(5) 当行は、本新株予約権付社債の発行後、金融庁の承認を得た上で、本新株予約権付社債を取得することができる。ただし、本社債または本新株予約権のみを取得することはできない。

14. 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

15. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類およびその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、その行使請求(本項第(2)号に定義する。)により当行が当行普通株式を発行またはこれに代えて当行の有する当行普通株式を移転(以下当行普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(5)号記載の転換価額(ただし、本項第(6)号乃至第(10)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる数とする。この場合に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成18年10月31日から平成25年10月29日までの間(以下「行使可能期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使すること(以下「行使請求」という。)ができる。ただし、行使可能期間は、当行が、第13項第(2)号または第(3)号に基づき本社債を繰上償還する場合もしくは第18項に定める劣後特約に従い償還される場合には、償還日以後、本新株予約権を行使することはできない。

(3) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は7,500万円とする。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。

(5) 転換価額

転換価額は、当初173円とする。

(6) 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の93%に相当する金額(呼び値の刻み未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(8)号または第(10)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当行が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が103円(ただし、本項第(7)号乃至第(10)号による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が346円(ただし、本項第(7)号乃至第(10)号による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換

換価額とする。

(7) 転換価額の調整

当行は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(8)号に掲げる各事由により当行普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当行普通株式の株主(以下「当行普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(8)号乃至第(10)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当行普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当行の有する当行普通株式に関して増加した当行普通株式数を含まないものとする。

(8) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(9)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当行普通株式を交付する場合(ただし、当行の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当行普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当行普通株式の株式分割または当行普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当行普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当行普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株式の無償割当てについて、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(9)号 に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または本項第(9)号 に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌

日以降、これを適用する。ただし、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当行普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当行の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(9)号 に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式を交付する場合調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本項第(8)号 または による転換価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(9)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとする。ただし、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当行普通株式1株あたりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(8)号乃至第(10)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(9)号 に定める時価を下回る価額になる場合

- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(8)号 による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして本項第(8)号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。
- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(8)号 または上記(i)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(9)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

本項第(8)号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(8)号 における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当行普通株式の数で除した金額をいう。

本項第(8)号 乃至 の各取引において、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当行の機関の承認を条件としているときには、本項第(8)号 乃至 にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、調整前転換価額により転換された普通株式に加え、次の算出方法により得られた当行普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (9) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(8)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(8)号乃至第(10)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えたものとする（当該転換価額の調整において本項第(8)号乃至第(10)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当行普通株式数を含む。）。

本項第(8)号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本項第(8)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (10) 本項第(8)号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当行を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当行普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (11) 本項第(6)号乃至第(10)号により転換価額の修正または調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第(8)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (12) 本新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(14) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第20項記載の行使請求受付場所においてこれを取り扱う。

(15) 本新株予約権を行使請求しようとするときは、当行の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、当該新株予約権付社債券を添えて行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

本新株予約権付社債券が株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）に預託されている場合は、行使請求書に行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、機構を経由して、行使可能期間中にこれを行使請求受付場所に提出しなければならない。

行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

(16) 本新株予約権の行使請求の効力は、当該本新株予約権を行使した日（以下に定義する。）に生じるものとする。なお、本新株予約権において、かかる「新株予約権を行使した日」とは、本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日以前に、当該行使請求書が行使請求受付場所に到着し、本新株予約権の行使に際して出資される本社債の給付が行われた場合においては、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日、上記以外の場合においては、当該行使請求書が行使請求受付場所に到着した日もしくは本新株予約権の行使に際して出資される本社債の給付が行われた日のいずれか遅い方の日、を意味するものとする。

(17) 当行は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。ただし、単元未満株券については株券を発行しない。

(18) 当行が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権付社債の社債要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行は必要な措置を講じる。

16. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由および転換価額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当行が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。なお、当初の転換価額は平成18年10月13日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値とした。

17. 期限の利益喪失に関する特約

本社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていない。

18. 劣後特約

(1) 本社債の償還は、当行につき破産手続開始決定、会社更生手続開始決定もしくは民事再生手続開始決定があ

り、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の同手続中の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権および本項第(1)号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足(配当および供託を含む。)を受けたこと。

会社更生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について会社更生手続開始決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の同手続中の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当行について更生計画認可決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権および本項第(1)号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

民事再生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について民事再生手続開始決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の同手続中の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、簡易再生および同意再生の場合は除く。

(停止条件)

当行について民事再生計画認可決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権および本項第(1)号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

日本法以外による倒産手続の場合

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が行われる場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、その手続において本項第(1)号 乃至 に記載の条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、「上位債権者」とは、当行に対し、本社債に基づく債権および本項第(1)号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権を除く債権を有する全ての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払いの禁止

本社債に基づく元金の支払請求権の効力が、本項第(1)号 乃至 に従って発生していないにもかかわらず、その元金の全部または一部が本社債権者に対して支払われた場合には、その支払いは無効とし、本社債権者はその受領した元金を直ちに当行に返還する。

(4) 相殺禁止

当行について破産手続開始決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したときを除く。)、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、本項第(1)号 乃至 にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、本社債権者は、当行に対して負う債務と本社債に基づく元金の支払請求権を相殺してはならない。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	9	51,546	7.98	54,829	8.51	62,770	9.65
金銭の信託	2	2,673	0.41	2,687	0.42	2,693	0.41
有価証券	1,9	148,570	23.00	139,597	21.66	143,850	22.11
貸出金	3, 4,5,6, 7,8,10	429,666	66.53	432,552	67.12	427,176	65.66
外国為替		147	0.02	198	0.03	190	0.03
その他資産	9	3,162	0.49	2,448	0.38	3,440	0.53
動産不動産	9, 11,12, 14	15,047	2.33			14,802	2.27
有形固定資産	11, 12.14			14,455	2.24		
無形固定資産				950	0.15		
繰延税金資産		4,671	0.72	2,962	0.46	2,764	0.43
支払承諾見返		4,616	0.72	4,526	0.70	4,736	0.73
貸倒引当金		14,238	2.20	10,773	1.67	11,812	1.82
資産の部合計		645,865	100.00	644,435	100.00	650,612	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	9	609,103	94.31	606,007	94.04	613,409	94.28
コールマネー	9	96	0.01	112	0.02	111	0.02
借入金	13	2,060	0.32	2,060	0.32	2,060	0.32
外国為替		0	0.00	0	0.00		
その他負債		2,152	0.33	2,335	0.36	2,171	0.33
賞与引当金				128	0.02	133	0.02
退職給付引当金		3,090	0.48	3,232	0.50	3,165	0.49
再評価に係る繰延税金負債	14	1,979	0.31	1,979	0.31	1,979	0.30
支払承諾		4,616	0.72	4,526	0.70	4,736	0.73
負債の部合計		623,099	96.48	620,381	96.27	627,767	96.49
(資本の部)							
資本金		14,256	2.21			14,256	2.19
資本剰余金		807	0.12			807	0.12
資本準備金		807				807	
利益剰余金		3,930	0.61			4,640	0.71
利益準備金		30				30	
任意積立金		1,500				1,500	
中間(当期)未処分利益		2,400				3,110	
土地再評価差額金	14	1,885	0.29			1,885	0.29
その他有価証券評価差額金		1,916	0.29			1,290	0.20
自己株式		30	0.00			34	0.00
資本の部合計		22,765	3.52			22,845	3.51
負債及び資本の部合計		645,865	100.00			650,612	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金				14,256	2.21		
資本剰余金				807	0.12		
資本準備金				807			
利益剰余金				5,896	0.92		
利益準備金				60			
その他利益剰余金				5,836			
別途積立金				3,500			
繰越利益剰余金				2,336			
自己株式				35	0.00		
株主資本合計				20,924	3.25		
其他有価証券評価差額金				1,243	0.19		
土地再評価差額金	14			1,885	0.29		
評価・換算差額等合計				3,129	0.48		
純資産の部合計				24,054	3.73		
負債及び純資産の部合計				644,435	100.00		

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		8,160	100.00	7,920	100.00	16,968	100.00
資金運用収益		6,282		6,064		12,396	
(うち貸出金利息)		(5,282)		(5,047)		(10,386)	
(うち有価証券利息配当金)		(951)		(949)		(1,905)	
役務取引等収益		1,434		1,459		3,121	
その他業務収益		87		62		207	
その他経常収益		356		334		1,243	
経常費用		6,291	77.10	6,593	83.25	13,398	78.96
資金調達費用		251		319		493	
(うち預金利息)		(220)		(286)		(429)	
役務取引等費用		571		568		1,151	
その他業務費用		71		613		251	
営業経費	1	4,379		4,600		8,936	
その他経常費用	2	1,017		492		2,564	
経常利益		1,868	22.90	1,326	16.75	3,569	21.04
特別利益	3	150	1.85	289	3.65	410	2.42
特別損失	4	455	5.59	13	0.17	509	3.00
税引前中間(当期)純利益		1,563	19.16	1,602	20.23	3,471	20.46
法人税、住民税及び事業税		12	0.16	11	0.14	6	0.04
過年度法人税、住民税及び事業税				12	0.15		
法人税等調整額		210	2.58	226	2.86	1,415	8.34
中間(当期)純利益		1,340	16.42	1,377	17.38	2,050	12.08
前期繰越利益		981				981	
土地再評価差額金取崩額		78				78	
自己株式処分差損		0					
中間(当期)未処分利益		2,400				3,110	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
平成18年3月31日残高(百万円)	14,256	807	0	807	30	1,500	3,110	4,640
中間会計期間中の変動額								
剰余金の配当(注)					30	2,000	2,150	120
中間純利益							1,377	1,377
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0			0	0
株主資本以外の項目の当中間会計期間中の変動額(純額)								
中間会計期間中の変動額合計(百万円)			0	0	30	2,000	773	1,256
平成18年9月30日残高(百万円)	14,256	807		807	60	3,500	2,336	5,896

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	34	19,669	1,290	1,885	3,176	22,845
中間会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)		120				120
中間純利益		1,377				1,377
自己株式の取得	1	1				1
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の当中間会計期間中の変動額(純額)			46		46	46
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	1	1,255	46		46	1,208
平成18年9月30日残高(百万円)	35	20,924	1,243	1,885	3,129	24,054

(注)平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同 左	同 左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：7年～50年 動産：3年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：5年～50年 動産：3年～20年	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：7年～50年 動産：3年～20年

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は30,494百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,635百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は27,354百万円であります。</p>
		(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同 左</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(1,491百万円)については、7年による按分</p>

差異(1,491百万円)については、7年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

額を費用処理しております。

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
8 ヘッジ会計の方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。	(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左	(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>
9 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準の 設定に関する意見書」(企業会計審議 会平成14年8月9日))及び「固定資 産の減損に係る会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第6号平成15 年10月31日)を当中間会計期間から適 用しております。これにより税引前中 間純利益は444百万円減少しておりま す。 なお、銀行業においては、「銀行法 施行規則」(昭和57年大蔵省令第10 号)に基づき減価償却累計額を直接控 除により表示しているため、減損損失 累計額につきましては、各資産の金額 から直接控除しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に 関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に 関する会計基準」(企業会計基準第5 号平成17年12月9日)及び「貸借対照 表の純資産の部の表示に関する会計基 準等の適用指針」(企業会計基準適用 指針第8号平成17年12月9日)を当中 間会計期間から適用しております。 当中間会計期間末における従来の 「資本の部」に相当する金額は24,054 百万円であります。 なお、当中間会計期間における中間 貸借対照表の純資産の部については、 中間財務諸表等規則及び銀行法施行規 則の改正に伴い、改正後の中間財務諸 表等規則及び銀行法施行規則により作 成しております。 (自己株式及び準備金の額の減少等 に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等 に関する会計基準」(企業会計基準第 1号平成14年2月21日)及び「自己株 式及び準備金の額の減少等に関する会 計基準の適用指針」(企業会計基準適 用指針第2号平成14年2月21日)が平 成17年12月27日付及び平成18年8月11 日付で一部改正され、会社法の定めが 適用される処理に関して適用されるこ とになったことに伴い、当中間会計期 間から同会計基準および適用指針を適 用しております。これによる中間貸借 対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準の 設定に関する意見書」(企業会計審議 会平成14年8月9日))及び「固定資 産の減損に係る会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第6号平成15 年10月31日)を当事業年度から適用し ております。これにより税引前当期純 利益は443百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行法 施行規則」(昭和57年大蔵省令第10 号)に基づき減価償却累計額を直接控 除により表示しているため、減損損失 累計額につきましては、各資産の金額 から直接控除しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間	当中間会計期間
---------	---------

(自 平成17年4月1日
至 平成17年9月30日)

(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)

従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成16年6月9日法律第97号）により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間会計期間から「有価証券」に含めて表示しております。また、当該組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、従来、「その他経常費用」中のその他の経常費用に含めて表示しておりましたが、当中間会計期間から「その他業務費用」中の国債等債券償還損に含めて表示しております。

「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。

- (1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
- (3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>1 子会社の株式総額 46百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は5,433百万円、延滞債権額は24,487百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は184百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額 496百万円</p> <p>2 金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は2,315百万円、延滞債権額は24,197百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は107百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 子会社の株式総額 346百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は2,879百万円、延滞債権額は24,905百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は93百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)																														
<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,702百万円でありませす。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は36,808百万円でありませす。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>7 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は16,044百万円でありませす。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上してありませす。</p> <p>8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理してありませす。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してありませすが、その額面金額は、4,490百万円でありませす。</p> <p>9 担保に供している資産は次のとおりでありませす。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="135 1563 483 1659"> <tr><td>有価証券</td><td>11,748百万円</td></tr> <tr><td>現金預け金</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>1百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="135 1697 483 1771"> <tr><td>預金</td><td>2,497百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>96百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券15,214百万円を差し入れてありませす。</p>	有価証券	11,748百万円	現金預け金	1百万円	その他資産	1百万円	預金	2,497百万円	コールマネー	96百万円	<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,837百万円でありませす。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は33,456百万円でありませす。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>7 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は13,987百万円でありませす。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上してありませす。</p> <p>8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理してありませす。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してありませすが、その額面金額は、4,401百万円でありませす。</p> <p>9 担保に供している資産は次のとおりでありませす。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="555 1563 903 1659"> <tr><td>有価証券</td><td>11,502百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>現金預け金</td><td>1百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="555 1697 903 1771"> <tr><td>預金</td><td>599百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>112百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券14,768百万円を差し入れてありませす。</p>	有価証券	11,502百万円	その他資産	4百万円	現金預け金	1百万円	預金	599百万円	コールマネー	112百万円	<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,600百万円でありませす。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は35,478百万円でありませす。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>7 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は15,095百万円でありませす。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上してありませす。</p> <p>8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理してありませす。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してありませすが、その額面金額は、4,421百万円でありませす。</p> <p>9 担保に供している資産は次のとおりでありませす。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="981 1563 1329 1659"> <tr><td>有価証券</td><td>11,456百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>現金預け金</td><td>1百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="981 1697 1329 1771"> <tr><td>預金</td><td>2,255百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>111百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券15,204百万円を差し入れてありませす。</p>	有価証券	11,456百万円	その他資産	4百万円	現金預け金	1百万円	預金	2,255百万円	コールマネー	111百万円
有価証券	11,748百万円																															
現金預け金	1百万円																															
その他資産	1百万円																															
預金	2,497百万円																															
コールマネー	96百万円																															
有価証券	11,502百万円																															
その他資産	4百万円																															
現金預け金	1百万円																															
預金	599百万円																															
コールマネー	112百万円																															
有価証券	11,456百万円																															
その他資産	4百万円																															
現金預け金	1百万円																															
預金	2,255百万円																															
コールマネー	111百万円																															

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>また、コールマネーの担保として、有価証券5,636百万円を差し入れておりますが、当中間期末における当該担保提供資産に対応する債務はありません。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は332百万円でありませ</p>	<p>また、コールマネーの担保として、有価証券5,304百万円を差し入れておりますが、当中間期末における当該担保提供資産に対応する債務はありません。</p> <p>なお、その他資産のうち、敷金は112百万円、保証金は49百万円でありませ</p>	<p>また、コールマネーの担保として、有価証券5,227百万円を差し入れておりますが、当事業年度末における当該担保提供資産に対応する債務はありません。</p>
<p>10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、28,099百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが27,861百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、28,083百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが27,765百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、29,543百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが29,143百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>11 動産不動産の減価償却累計額 10,383百万円</p>	<p>11 有形固定資産の減価償却累計額 10,538百万円</p>	<p>11 動産不動産の減価償却累計額 10,400百万円</p>
<p>12 動産不動産の圧縮記帳額 1,362百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 1,317百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>12 動産不動産の圧縮記帳額 1,317百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p>
<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,060百万円が含まれております。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,060百万円が含まれております。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,060百万円が含まれております。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>14 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額</p> <p style="text-align: right;">5,041百万円</p>	<p>14 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額</p> <p style="text-align: right;">5,254百万円</p>	<p>14 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額</p> <p style="text-align: right;">5,041百万円</p>
<p>15 取締役及び監査役に対する金銭債権総額</p> <p style="text-align: right;">297百万円</p>	<p>15 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額</p> <p style="text-align: right;">251百万円</p>	<p>15 取締役及び監査役に対する金銭債権総額</p> <p style="text-align: right;">286百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																												
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>334百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>97百万円</td> </tr> </table> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額381百万円、貸出金償却111百万円及び株式等償却287百万円を含んでおります。</p> <p>なお、株式等償却には子会社株式評価損255百万円が含まれております。</p> <p>3 特別利益には、償却債権取立益139百万円を含んでおります。</p> <p>4 当中間会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額451百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島県内</td> <td>遊休資産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>309</td> </tr> <tr> <td>福島県外</td> <td>遊休資産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>451</td> </tr> </tbody> </table>	建物・動産	334百万円	その他	97百万円	場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	福島県内	遊休資産等	土地及び建物等	309	福島県外	遊休資産等	土地及び建物等	141	合計			451	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>292百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>128百万円</td> </tr> </table> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却232百万円及び株式等償却234百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益には貸倒引当金戻入益206百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	292百万円	その他	128百万円	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>683百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>206百万円</td> </tr> </table> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額512百万円、貸出金償却575百万円及び株式等償却295百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益には、償却債権取立益400百万円を含んでおります。</p> <p>4 当事業年度において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額451百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島県内</td> <td>遊休資産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>309</td> </tr> <tr> <td>福島県外</td> <td>遊休資産等</td> <td>土地及び建物等</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>451</td> </tr> </tbody> </table>	建物・動産	683百万円	その他	206百万円	場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	福島県内	遊休資産等	土地及び建物等	309	福島県外	遊休資産等	土地及び建物等	141	合計			451
建物・動産	334百万円																																													
その他	97百万円																																													
場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																											
福島県内	遊休資産等	土地及び建物等	309																																											
福島県外	遊休資産等	土地及び建物等	141																																											
合計			451																																											
建物・動産	292百万円																																													
その他	128百万円																																													
建物・動産	683百万円																																													
その他	206百万円																																													
場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																											
福島県内	遊休資産等	土地及び建物等	309																																											
福島県外	遊休資産等	土地及び建物等	141																																											
合計			451																																											
<p>営業用資産については、営業店単位(ただし、出張所は母店と連携して営業を行っており相互補完関係が強いので、母店と一緒にグルーピング)をグルーピングの単位として取り扱っております。</p> <p>また、遊休資産等については、各々独立した単位として取り扱っております。</p> <p>なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。</p>		<p>営業用資産については、営業店単位をグルーピングの単位として取り扱っております。</p> <p>また、遊休資産等については、各々独立した単位として取り扱っております。</p> <p>なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。</p>																																												

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	128	9	2	135	(注)
合計	128	9	2	135	

注 自己株式の増加は単元未満株式の買取りによる増加9千株、自己株式の減少は単元未満株式の買増し請求による減少2千株であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																																																																																		
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>動産</td><td>1,015百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>124百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,140百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>568百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>98百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>667百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減損損失累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>446百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>26百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>472百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>193百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>337百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>530百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>113百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>11百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	1,015百万円	その他	124百万円	合計	1,140百万円	動産	568百万円	その他	98百万円	合計	667百万円	動産	百万円	その他	百万円	合計	百万円	動産	446百万円	その他	26百万円	合計	472百万円	1年内	193百万円	1年超	337百万円	合計	530百万円	支払リース料	113百万円	減価償却費相当額	100百万円	支払利息相当額	11百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>動産</td><td>977百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>98百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,076百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>620百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>91百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>712百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減損損失累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>356百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>7百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>364百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>189百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>217百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>407百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>105百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>94百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>8百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	977百万円	その他	98百万円	合計	1,076百万円	動産	620百万円	その他	91百万円	合計	712百万円	動産	百万円	その他	百万円	合計	百万円	動産	356百万円	その他	7百万円	合計	364百万円	1年内	189百万円	1年超	217百万円	合計	407百万円	支払リース料	105百万円	減価償却費相当額	94百万円	支払利息相当額	8百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>動産</td><td>1,027百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>99百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,126百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>585百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>82百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>667百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減損損失累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>百万円</td></tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>441百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>16百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>458百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>203百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>309百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>513百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>245百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>218百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>24百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	1,027百万円	その他	99百万円	合計	1,126百万円	動産	585百万円	その他	82百万円	合計	667百万円	動産	百万円	その他	百万円	合計	百万円	動産	441百万円	その他	16百万円	合計	458百万円	1年内	203百万円	1年超	309百万円	合計	513百万円	支払リース料	245百万円	減価償却費相当額	218百万円	支払利息相当額	24百万円
取得価額相当額																																																																																																																				
動産	1,015百万円																																																																																																																			
その他	124百万円																																																																																																																			
合計	1,140百万円																																																																																																																			
動産	568百万円																																																																																																																			
その他	98百万円																																																																																																																			
合計	667百万円																																																																																																																			
動産	百万円																																																																																																																			
その他	百万円																																																																																																																			
合計	百万円																																																																																																																			
動産	446百万円																																																																																																																			
その他	26百万円																																																																																																																			
合計	472百万円																																																																																																																			
1年内	193百万円																																																																																																																			
1年超	337百万円																																																																																																																			
合計	530百万円																																																																																																																			
支払リース料	113百万円																																																																																																																			
減価償却費相当額	100百万円																																																																																																																			
支払利息相当額	11百万円																																																																																																																			
取得価額相当額																																																																																																																				
動産	977百万円																																																																																																																			
その他	98百万円																																																																																																																			
合計	1,076百万円																																																																																																																			
動産	620百万円																																																																																																																			
その他	91百万円																																																																																																																			
合計	712百万円																																																																																																																			
動産	百万円																																																																																																																			
その他	百万円																																																																																																																			
合計	百万円																																																																																																																			
動産	356百万円																																																																																																																			
その他	7百万円																																																																																																																			
合計	364百万円																																																																																																																			
1年内	189百万円																																																																																																																			
1年超	217百万円																																																																																																																			
合計	407百万円																																																																																																																			
支払リース料	105百万円																																																																																																																			
減価償却費相当額	94百万円																																																																																																																			
支払利息相当額	8百万円																																																																																																																			
取得価額相当額																																																																																																																				
動産	1,027百万円																																																																																																																			
その他	99百万円																																																																																																																			
合計	1,126百万円																																																																																																																			
動産	585百万円																																																																																																																			
その他	82百万円																																																																																																																			
合計	667百万円																																																																																																																			
動産	百万円																																																																																																																			
その他	百万円																																																																																																																			
合計	百万円																																																																																																																			
動産	441百万円																																																																																																																			
その他	16百万円																																																																																																																			
合計	458百万円																																																																																																																			
1年内	203百万円																																																																																																																			
1年超	309百万円																																																																																																																			
合計	513百万円																																																																																																																			
支払リース料	245百万円																																																																																																																			
減価償却費相当額	218百万円																																																																																																																			
支払利息相当額	24百万円																																																																																																																			

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

平成18年10月13日開催の取締役会において、第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の発行を決議し、以下のとおり平成18年10月30日に本新株予約権付社債を発行しております。

1. 募集社債の総額 金30億円
2. 各募集社債の金額 金7,500万円の1種
3. 各募集社債の払込金額 金7,500万円(額面100円につき金100円)
4. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
5. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する無記名式の本新株予約権付社債券を発行するものとし、社債権者は、本新株予約権付社債の社債券の全部または一部につき、記名式とすることを請求することはできない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
6. 利率 本社債には利息を付さない。
7. 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
8. 資金用途 IT整備等の設備資金および地元の企業・個人向け貸出などの運転資金に充当する。
9. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書および会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
10. 社債の払込期日 平成18年10月30日
11. 新株予約権の割当日 平成18年10月30日
12. 募集の方法 第三者割当の方法により、全額を株式会社新生銀行に割り当てる。
13. 償還の方法および期限
 - (1) 本社債は、平成25年10月30日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
 - (2) 当行は、本新株予約権付社債の発行後、当行が消滅会社となる合併または当行が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当行の株主総会で承認決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日に先立つ1か月以上前に事前通知を行った上で、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき次の金額で繰上償還する。
平成18年10月31日から平成19年10月30日までの期間については金106円
平成19年10月31日から平成20年10月30日までの期間については金105円
平成20年10月31日から平成21年10月30日までの期間については金104円
平成21年10月31日から平成22年10月30日までの期間については金103円
平成22年10月31日から平成23年10月30日までの期間については金102円
平成23年10月31日から平成24年10月30日までの期間については金101円
平成24年10月31日から平成25年10月29日までの期間については金100円
 - (3) 当行は、金融庁の承認を得た上で、平成23年10月30日以降、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還する日の1か月以上前に通知を行った上で、当該償還日に残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。当行は、本号の規定により本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合、本号に定める事前通知を行った後は、これを取り消すことができない。
 - (4) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 - (5) 当行は、本新株予約権付社債の発行後、金融庁の承認を得た上で、本新株予約権付社債を取得することができる。ただし、本社債または本新株予約権のみを取得することはできない。
14. 本社債に付する本新株予約権の数 各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。
15. 本新株予約権の内容

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類およびその数の算定方法
 本新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、その行使請求（本項第(2)号に定義する。）により当行が当行普通株式を発行またはこれに代えて当行の有する当行普通株式を移転（以下当行普通株式の発行または移転を「交付」という。）する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(5)号記載の転換価額（ただし、本項第(6)号乃至第(10)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）で除して得られる数とする。この場合に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (2) 本新株予約権を行使することができる期間
 本新株予約権付社債の社債権者は、平成18年10月31日から平成25年10月29日までの間（以下「行使可能期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使すること（以下「行使請求」という。）ができる。ただし、行使可能期間は、当行が、第13項第(2)号または第(3)号に基づき本社債を繰上償還する場合もしくは第18項に定める劣後特約に従い償還される場合には、償還日以後、本新株予約権を行使することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使の条件
 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額
 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は7,500万円とする。
 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。
- (5) 転換価額
 転換価額は、当初173円とする。
- (6) 転換価額の修正
 本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の93%に相当する金額（呼び値の刻み未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(8)号または第(10)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当行が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が103円（ただし、本項第(7)号乃至第(10)号による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が346円（ただし、本項第(7)号乃至第(10)号による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。
- (7) 転換価額の調整
 当行は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(8)号に掲げる各事由により当行普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当行普通株式の株主（以下「当行普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(8)号乃至第(10)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当行普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当行の有する当行普通株式に関して増加した当行普通株式数を含まないものとする。

- (8) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(9)号に定める時価を下回る払込金額をもって当行普通株式を交付する場合（ただし、当行の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当行普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当行普通株式の株式分割または当行普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当行普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当行普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株式の無償割当てについて、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(9)号に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(9)号に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付さ

れたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当行普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当行の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(9)号に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式を交付する場合調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本項第(8)号またはによる転換価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(9)号に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとする。ただし、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当行普通株式1株あたりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(8)号乃至第(10)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における本項第(9)号に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(8)号による転換価額の調整が修正日以前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして本項第(8)号の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(8)号または上記(i)による転換価額の調整が修正日以前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(9)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等の中の最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

本項第(8)号乃至における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(8)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当行普通株式の数で除した金額をいう。

本項第(8)号乃至の各取引において、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当行の機関の承認を条件としているときには、本項第(8)号乃至にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、調整前転換価額により転換された普通株式に加え、次の算出方法により得られた当行普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(9) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(8)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(8)号乃至第(10)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えたものとする(当該転換価額の調整において本項第(8)号乃至第(10)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当行普通株式数を含む。)

本項第(8)号乃至に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整

後の転換価額は、本項第(8)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (10) 本項第(8)号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当行を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当行普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (11) 本項第(6)号乃至第(10)号により転換価額の修正または調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第(8)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (12) 本新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。

- (13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- (14) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第20項記載の行使請求受付場所においてこれを取り扱う。

- (15) 本新株予約権を行使請求しようとするときは、当行の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、当該新株予約権付社債券を添えて行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

本新株予約権付社債券が株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）に預託されている場合は、行使請求書に行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、機構を経由して、行使可能期間中にこれを行使請求受付場所に提出しなければならない。

行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

- (16) 本新株予約権の行使請求の効力は、当該本新株予約権を行使した日（以下に定義する。）に生じるものとする。なお、本新株予約権において、かかる「新株予約権を行使した日」とは、本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日以前に、当該行使請求書が行使請求受付場所に到着し、本新株予約権の行使に際して出資される本社債の給付が行われた場合においては、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日、上記以外の場合においては、当該行使請求書が行使請求受付場所に到着した日もしくは本新株予約権の行使に際して出資される本社債の給付が行われた日のいずれか遅い方の日、を意味するものとする。

- (17) 当行は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。ただし、単元未満株券については株券を発行しない。

- (18) 当行が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権付社債の社債要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行は必要な措置を講じる。

16. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由および転換価額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当行が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。なお、当初の転換価額は平成18年10月13日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値とした。

17. 期限の利益喪失に関する特約

本社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていない。

18. 劣後特約

- (1) 本社債の償還は、当行につき破産手続開始決定、会社更生手続開始決定もしくは民事再生手続開始決定があり、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の同手続中の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えらるべき債権のうち、本社債に基づく債権および本項第(1)号乃至と実質的に同じ条件を付された債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当および供託を含む。）を受けたこと。

会社更生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について会社更生手続開始決定がなされ、か

つ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の同手続中の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当行について更生計画認可決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権および本項第(1)号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

民事再生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について民事再生手続開始決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の同手続中の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、簡易再生および同意再生の場合は除く。

(停止条件)

当行について民事再生計画認可決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権および本項第(1)号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

日本法以外による倒産手続の場合

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が行われる場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、その手続において本項第(1)号 乃至 に記載の条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、「上位債権者」とは、当行に対し、本社債に基づく債権および本項第(1)号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権を除く債権を有する全ての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払いの禁止

本社債に基づく元金の支払請求権の効力が、本項第(1)号 乃至 に従って発生していないにもかかわらず、その元金の全部または一部が本社債権者に対して支払われた場合には、その支払いは無効とし、本社債権者はその受領した元金を直ちに当行に返還する。

(4) 相殺禁止

当行について破産手続開始決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したときを除く。)、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、本項第(1)号 乃至 にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、本社債権者は、当行に対して負う債務と本社債に基づく元金の支払請求権を相殺してはならない。

前事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当行の子会社である大東信用保証株式会社及び株式会社大東リースは、大東信用保証株式会社を存続会社、株式会社大東リースを消滅会社として平成18年4月30日に合併いたしました。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第101期(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)平成18年6月26日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書及びその添付書類

新株予約権付社債の発行 平成18年10月13日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月12日

株式会社大東銀行
取締役会御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大東銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大東銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間連結会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

株式会社大東銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水 守 理 智

指定社員
業務執行社員 公認会計士 富 樫 健 一

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大東銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大東銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年10月30日を払込期日とする転換社債型新株予約権付社債を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月12日

株式会社大東銀行
取締役会御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 荒 川 進
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大東銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第101期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大東銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

株式会社大東銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水 守 理 智

指定社員
業務執行社員 公認会計士 富 樫 健 一

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大東銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第102期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大東銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年10月30日を払込期日とする転換社債型新株予約権付社債を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。